

最近の消費生活相談から！

～地域で見守り 安心安全を～

愛知県西三河県民生活プラザ

相談電話 0564-27-0999(平日 9:00～16:30)

愛知県豊田加茂県民生活プラザ

相談電話 0565-34-1700(平日 10:00～17:30)

中古車取引でのトラブル

【相談事例 男性 60歳代】

息子が中古自動車をインターネットで検索して店に出向いて購入した。販売業者から現状渡し（保証なし）といわれ、自分で運転して帰ってきた。3日目にターボが壊れて動かなくなった。ディーラーに見てもらったら、年数がたつとオイル交換をしていない場合壊れやすい箇所だといわれた。購入後すぐなので、修理代を払ってもらえないか。

（プラザから）⇒保証なしと説明を受けた上での契約であること、引渡し時には問題がなかったこと、経年劣化の可能性が高いことなどから、修理代の請求は難しいのではないかと説明しました。経年劣化のエンジンの不具合が販売前の整備時に分からないものを専門の相談窓口へ問合せ、整備がなされていなかったなど業者が問題のある商品を販売していた場合には修理代の請求ができるのではないかと伝えました。

【相談事例 女性 30歳代】

昨日、自動車の販売店舗へ中古の軽自動車を見に行き、希望の車種を言ったら、県外の店舗にあるので至急配達せるといわれた。状態はよいと言うので、その場で写真だけ見て契約してしまった。塗装で色を変更してもらおうことになっているので納車は先だが、ローンはその場で申し込み、店舗に居るうちに確認電話があった。色々な書面は記入したが、印鑑証明はまだである。現物を見ずに決めてしまったので不安になり解約したい。可能だろうか。

（プラザから）⇒ローン契約の審査はおわっているが、契約書面の契約成立時期に標準約款が使われており、契約成立として①登録完了②塗装などに着手③納車のいずれか早い日との記載がある。塗装と納車はまだなので、登録が完了しているか、業者に確認するよう助言しました。

【相談事例 男性 50歳代】

息子が中古車を売ろうと店に出向き、十数年乗っている自動車を買取額 2 万円で契約をした。その後父である私が数社に見積もりを取ったところ、どこも 10 万円以上の額を提示してきた。契約先の業者がかなり安いので解約できるか。契約書には解約するには 50 万円以下の買取額の場合、一律 5 万円とある。5 万円の解約料を支払って解約しても 10 万円で買い取ってくれば損はないが、できれば解約料なしで解約したい。

（プラザから）⇒自動車の売却契約は双方が合意した時点で既に成立しており、契約書に解約の記載があればそれにしたがうことになることと説明。相手業者と交渉できる可能性があるかどうかについては、中古車の関連協会に聞いてみてはどうかと案内しました。

アドバイス

- ・ 自動車購入にクーリング・オフ制度はありません。高価な買い物です。熟慮して契約しましょう。契約の成立時期、解約料などについて、予め確認しましょう。
- ・ なにより安全性が大事です。信頼できる販売店から買いましょう。
- ・ 中古車は特定物であり、厳密に同じ物は存在しないので、交換ではなく修理対応になります。留意しましょう。